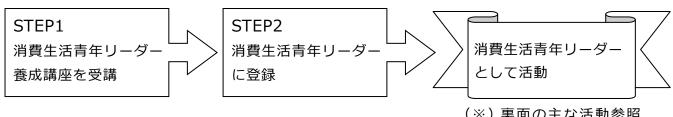
消費生活青年リーダー大募集!

2022年の成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の若者は親の同意なく一人で契 約をすることができるようになる一方、未成年者取消権を行使することができなくな るため、悪質商法などのターゲットになることが懸念されています。

そんなトラブルから身を守るための知識や情報を習得し、同世代や子供達に対して 伝える活動を担っていただくのが消費生活青年リーダーです。

今回、下記のとおり消費生活青年リーダーの養成講座を Web 開催いたします。

消費生活青年リーダーとなり、消費者被害の防止を目的とした啓発活動について、私 たちと一緒に考えてみませんか?



(※) 裏面の主な活動参照

- 開 講 日:令和2年12月5日(土)~令和3年2月28日(日) 1
- 2 開催方法:Web開催
 - ※お申し込みされた方にお送りするURLからパソコン・スマートフォ ン等で視聴できます。
- 対 象 者:和歌山県内に在住及び通勤・通学している18歳以上29歳以下の方 3
- 講座内容: ①講義「消費者教育の基礎理解」(和歌山大学教授 岡崎 裕氏)
 - ②消費生活青年リーダーの活動概要説明

(和歌山県消費牛活センター職員)

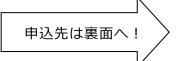
③講義「契約の基礎知識と最新の悪質商法」

(和歌山県消費生活センター相談員)

5 申 込 方 法:「申込書」をメール・郵送・FAXのいずれかで申込先へ送付(送信)し てください。

> 申込書は、和歌山県消費生活センターホームページ (http://www.wcac.jp/) からダウンロードできます。

6 申込期限: 令和3年1月29日(金)



7 申 込 先:和歌山県消費生活センター

【住 所】: 〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

【電 話】: 073-433-0241 【FAX】: 073-433-3904

[MAIL]: e0313011@pref.wakayama.lg.jp

消費生活青年リーダーってなにするの?

若者が消費者被害にあわないように、各種イベントへの出展企画や、消費生活情報の伝達など、ボランティアで活動を行ってもらいます。

~ 主な活動 ~

時期	内容	対象
4月~5月	消費者月間(5月)における 啓発活動	県民
9月~11月	人権フェスタへの出展企画	県民
1月~3月	紀州っ子アドベンチャーフェスタへの 出展企画	小学生までの子供 と保護者
随時	自主的な啓発活動	若者

